



身体的拘束最小化のための指針

身体拘束最小化チーム



2025 年 4 月 1 日

医療法人社団 親和会 西島病院

【 目次 】

- 1 身体拘束最小化に関する基本的な考え方
- 2 基本方針
 - 1) 身体拘束の禁止
 - 2) 身体拘束の定義
 - 3) 緊急やむを得ず身体拘束を行わざる得ない場合の対応
 - 4) 身体拘束最小化に取り組む姿勢
- 3 身体拘束最小化のための体制
 - 1) 身体拘束最小化チームの設置
 - 2) チームの構成
 - 3) チームの役割
- 4 身体拘束最小化のための研修
- 5 本指針の閲覧

【 添付資料 】

- 別紙 1 身体拘束に関する説明書
- 別紙 2 身体拘束に対する同意書

身体拘束最小化のための指針

1 身体拘束最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は患者の運動・行動を制限することで重大な影響を与える可能性がある。当院は患者一人ひとりの尊厳を尊重し、安心・安全が確保される基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的な影響を招く恐れのある身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き原則、実施しない医療・看護の提供に努める。

2 基本方針

1) 身体拘束の禁止

当院は患者または他の患者等の生命または身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を原則禁止とする。

3 要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると病棟において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合もあるが、その場合も患者の様子や看護の見直し等により拘束の解除に向けて取り組むこととする。

2) 身体拘束の定義

抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動・行動の制限を行う行為をいい、具体的行為を下に示す。

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢を紐等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないよう、手指の機能を制限するミトン手袋等をつける。

- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト・車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。

3) 緊急やむを得ず身体拘束を行わざる得ない場合の対応

① 3 要件の確認

・切迫性

患者本人又は他の患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

・非代替性

身体的拘束を行う以外に代替する看護方法がないこと

・一時性

身体的拘束が一時的なものであること

②要件合致確認

患者の様子を踏まえて病棟カンファレンスで必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施。拘束の実施後も日々の様子等を参考にして定期的カンファレンスで再検討し解除にむけて取り組む。

③説明と同意

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、患者・家族等への説明と同意を得ることを原則とする。

④身体拘束等に関する確認

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施する場合には、身体拘束の実施状況や患者の日々の様子を記録し、病棟カンファレンスで拘束解除に向けて3要件の具体的な再検討を行う。

4) 身体拘束最小化に取り組む姿勢

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くよう努める。

①患者の理解を基本的なケアの向上により身体リスクを除く。

患者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施する。

②責任ある立場の職員が率先して病院全体の資質向上に努める。

担当医師・看護リーダー等が率先して病院内外の研修に参加するなど病院全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくることとする。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について病院全体で習熟に努める。

③身体拘束最小化の為に患者・家族と話し合う。

ご家族と患者本人にとって居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体拘束を希望されてもそのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えることとする。

④鎮静を目的とした薬剤を適正に使用する。

- ・生命維持装置装着中や検査時等、薬剤による鎮静を行う場合は鎮静薬の必要性和効果を評価し必要な深度を超えないよう、適正量の薬剤を使用する。
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、患者・家族等に説明を行い同意を得て使用。患者に不利益が生じない量を使用する。

⑤身体拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化を図る。

身体拘束には該当しない患者の身体または衣服に触れない用具であっても、患者の運動を抑制することを意図した使用は最小限とする。

3 身体拘束最小化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束最小化のため体制を維持・強化する。

1) 身体拘束最小化チームの設置

身体拘束最小化チームを設置し、当病院で身体拘束最小化を目指すために取り組みの確認及び改善を検討する。

2) チームの構成

医師及び看護師を含む入院医療に携わる多職種が参加し構成する。

構成員は医師・看護部長・看護師長を中心とした看護職員・医療安全管理室・薬剤師・リハビリテーション科職員・栄養士・社会福祉士・事務員・その他院長が指名する者とする。

3) チームの役割

- ①身体拘束の実施状況を把握し、管理者を含む全職員に対し定期的に周知徹底を図る。
- ②身体拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ③定期的に本指針・マニュアルを見直し職員への周知し活用する。
- ④身体拘束最小化のための職員研修を開催し、記録する。

4 身体拘束等最小化のための研修

身体拘束最小化のため、看護職員・その他医療従事者について年1回以上の頻度で定期的な研修を実施する。

5 本指針の閲覧

本指針は当院で使用するマニュアルに綴り、全ての職員に閲覧可能とするほか、患者が閲覧できるように院内への掲示や当病院ホームページへ掲載する。